



## 計画の具体的な取組

### 基本目標 1 地域で支える総合的な支援体制の構築

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### 現状と課題

本市においては、国道 309 号を境界線に東側と西側に分け、2カ所の地域包括支援センターを設置し、また、地域での相談窓口としてランチを5カ所設置しています。地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの役割はさらに高まってくると考えられるため、地域包括支援センターに配置される保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がそれぞれの役割を發揮できるよう、さらなる充実が必要となっています。

##### 施策の方向性

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を拡充していくため、地域ごとに高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供できる体制が重要です。介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、地域の関係団体のネットワーク化を図り、地域住民の互助や関係団体による活動につなげていきます。

また、地域包括ケアシステムの推進は、地域の実情に応じて関係機関・地域の方々とともに進めていくことが重要です。日常生活圏域ごとの地域課題を分析し、進捗を検証するなどPDCAサイクルを実施していきます。

さらに、高齢者を中心とした総合相談窓口である「地域包括支援センター」から対象となる状態像に応じて適切に専門機関につなぐ等の取組により、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的支援体制の整備を進めていきます。

地域包括支援センターと市内5ヶ所のランチの連携を強化するとともに、4つの圏域に地域支え合い推進員（第2層コーディネーター）を配置し、より身近な地域での体制整備に向けて取組を進めています。

## 具体的事業

事業	内容
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター職員の資質向上を行い、要援護者の複合的な問題に対応できるよう体制づくりを支援する。
高齢者を中心とした総合相談窓口	市内に2ヶ所設置した「地域包括支援センター」、5ヶ所設置した「ランチ」において相談を受け、介護、健康、福祉、医療など様々な面から総合的に高齢者を支える。

## (2) 医療と介護の連携強化

### 現状と課題

医療と介護の連携については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者、行政機関等が定例で地域医療介護連携推進会議を開催し、松原市の課題の解決に向けて検討しています。また、地域住民に対しての普及活動として、健康講座を開催しています。また、地域包括支援センターを中心に介護保険事業所連絡会を組織し、顔の見える関係づくりができてきています。

今後は、増えていく在宅医療のニーズに対応し、住み慣れた自宅で暮らし続けることができるような体制の整備が必要となっています。

### 施策の方向性

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、多職種による協議の場を中心に医療・福祉・介護等の関係機関の連携を推進し、地域全体で支えていく体制の構築を目指します。

また、在宅医療・介護連携推進事業として、医師会等と連携を図りながら以下の8つの事業に取り組みます。

#### ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握

松原市内の医療・介護サービスについては、3師会や介護保険事業所連絡会等と連携を図り、「松原市医療・介護連携ガイドブック」を作成しています。

#### イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出

定例の会議や地域ケア会議等からあがってきた松原市の課題を共有し、抽出した課題の解決に向けた検討をしています。

#### ウ) 切れ目ない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進

入院から在宅に向けて、サービスの提供が継続できるような体制の整備を検討します。

#### エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護関係者で情報共有シートを作成し連携を図るとともに、ICTを活用した多職種連携を推進します。

#### オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センターと医師会に配置されている在宅医療コーディネーターによる連携を図り、相談支援できる体制を整備します。

#### カ) 医療・介護関係者の研修

在宅医療の質の向上に向けた多職種の研修会等を実施します。

### キ) 地域住民への普及啓発

市民公開講座を開催し、在宅医療・介護についての普及啓発を実施します。

### ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

複数の市町村が連携し、広域で連携が図れるよう協議します。

## 具体的事業

事業	内容
地域医療介護連携推進事業	医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、行政、介護の関係機関が定期的に会議をもち、関係機関が連携を強化し安心・安全なまちづくりを進める。 多職種連携として情報共有できるICTシステムを活用する。 医療コーディネーターによる在宅医療の内容や情報を継続的に収集し、必要な情報を関係者で共有する。
介護保険事業所連絡会 ・居宅介護支援事業所連絡会 ・ヘルパー連絡会 ・デイ連絡会 ・訪問看護連絡会 ・ショートステイ連絡会 ・サービス付き高齢者向け住宅連絡会 ・介護付有料老人ホーム連絡会 ・地域密着型サービス事業所連絡会	【介護保険事業所連絡会】 事業者間（事業所（介護支援専門員）、訪問介護事業所（ヘルパー）、事業所（デイ・デイケア）、訪問看護、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅、介護付有料老人ホーム、地域密着型サービス事業所）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。  【居宅介護支援事業所連絡会】 事業所（介護支援専門員）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及び介護支援専門員の質の向上に向け支援する。  【ヘルパー連絡会】 訪問介護事業所（ヘルパー）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及びヘルパーの質の向上に向け支援する。  【デイ連絡会】 事業所（デイ・デイケア）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質の向上や人材育成について支援する。  【訪問看護連絡会】 事業者間（訪問看護）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。

### (3) 地域ケア会議の機能強化

#### 現状と課題

地域包括支援センターを中心に、個別ケースの検討を実施しており、また定例で医師や関係機関・住民等が参加する地域ケア会議も開催しています。

個別の地域ケア会議をまとめ、松原市の現状や課題を地域包括支援センター運営協議会や地域ケア推進会議へ報告し、地域課題を把握し、施策に繋げられるよう介護保険事業計画策定委員会へ提言を行いました。

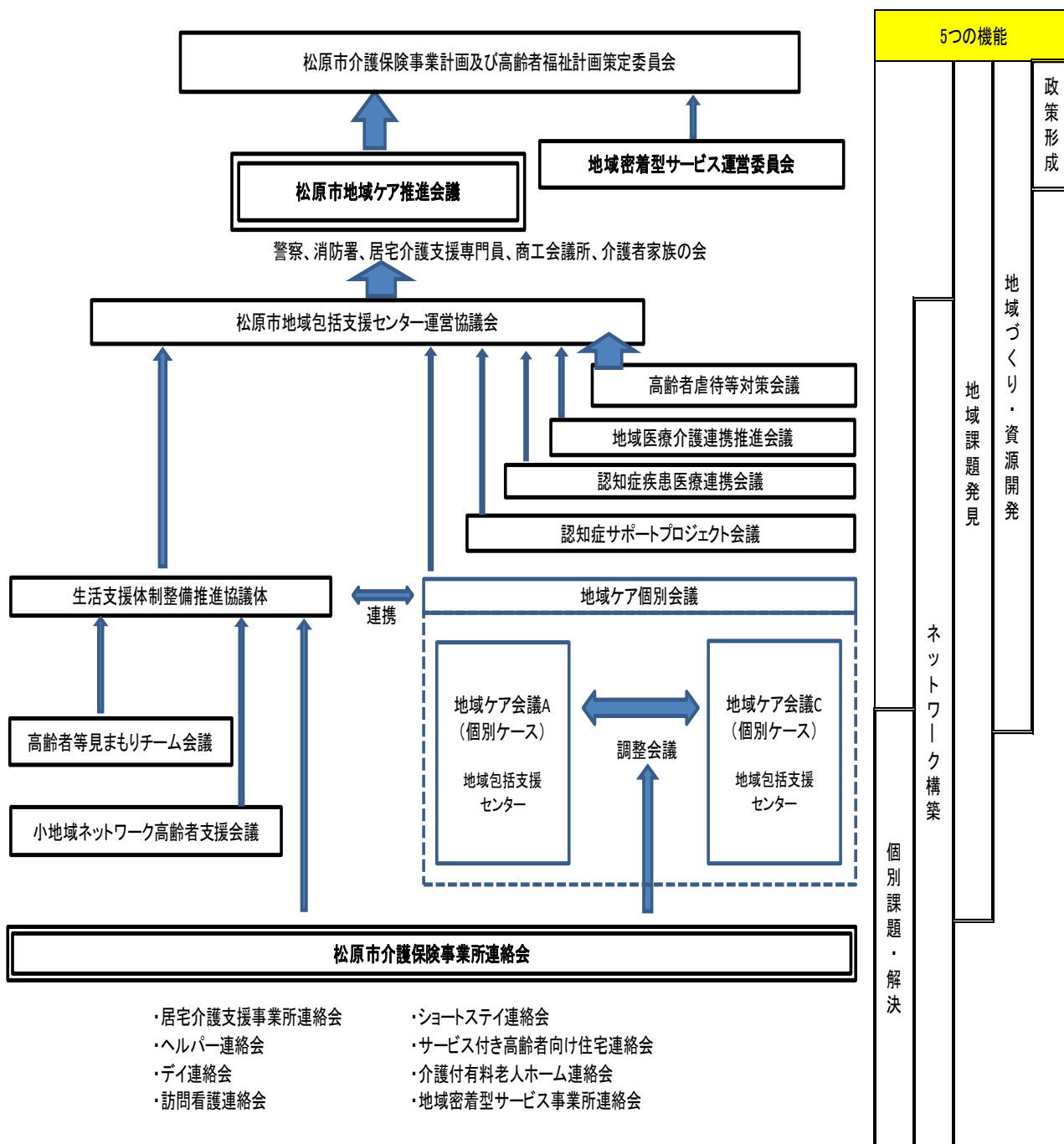
#### 施策の方向性

地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題を把握し、地域への展開に向けて取り組みます。

#### 具体的事業

事業	内容
地域ケア会議	地域包括支援センターを中心に個別の地域ケア会議（困難事例）において、各職種が連携して支援体制作りに取り組む。
地域ケア推進会議	松原市の附属機関として地域ケア推進会議規則に基づき、各会議体からの課題を積み重ね地域課題の発見・把握、地域づくり・資源開発・政策形成等を検討・審議する。

# 地域ケア会議の体系図



## (4) 地域での相談・見守り体制の充実及び高齢者の孤立の防止

### 現状と課題

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを進めるには、行政だけでなく、市民や事業者の協力も得て、相互に支えあい支援につなげていく仕組みづくりが必要です。

介護予防・日常生活圏域実態調査では、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯の割合が半数を超えており、地域での活動について「参加したくない」割合が約4割あり、地域で高齢者が孤立していくことが考えられます。

高齢者の見守り活動として、福祉サービスや老人クラブや町会、民生委員・児童委員、地区福祉委員など各地域で様々な活動が実施されていますが、さらなる重層的な見守り体制が望まれています。

### 施策の方向性

地域団体等と連携し、見守り・声かけ活動を推進するとともに、地域住民が互いに支えあいながら、誰もが安心して生活ができる地域づくりを進めます。

また、高齢者の孤立防止について、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域包括支援センター等との連携を強化するとともに、事業所等と連携した新たな体制づくりを進めていきます。

### 具体的事業

事業	内容
ひきこもり対策活動	地域で老人クラブ会員が独居や寝たきりなどの高齢者を定期的に家庭訪問して、安否確認や話し相手になるなど、地域での孤立を防ぐ。
いきいきサロン (社会福祉協議会)	高齢者が健康で笑顔あふれる毎日を過ごすことができるように、転倒予防や認知症予防に役立つ軽体操など気軽に参加できる事業を身近な施設で実施する。
小地域ネットワーク (社会福祉協議会)	モデル地区で、地域内の諸団体と福祉専門職が連携した「高齢者等見守りチーム」をつくり高齢者等の実態を把握し、地域全体で支え合う体制づくりを広げていく。
高齢者等見守り 安心訪問 (社会福祉協議会)	高齢者等で見守りが必要な方に老人クラブ・地区福祉委員等の地域力を活用して、見守り安心訪問を推進する。
緊急通報装置設置事業	在宅で生活しているひとり暮らし高齢者等が、持病等により家で過ごすことが不安な場合、緊急事態に備えて直接相談センターに連絡できる緊急通報装置を貸与する。

事業	内容
高齢者等給食サービス	<p>食事づくりが困難な高齢者及び重度障害者に対し給食を配食することにより、健康の維持及び疾病の予防を図るとともに、配食時に安否確認を行い、高齢者等が地域で安心して生活を営むことができるよう支援する。</p>
元希者カフェ	<p>認知症の方や高齢者の方など、誰もが気兼ねなく来られて、美味しいお茶を飲みながらお話のできる「地域の茶の間（元希者カフェ）」を市内に設置する。</p>



## 基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

### (1) 生活支援サービスの整備・充実

#### 現状と課題

本市では、2017（平成 29）年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、生活支援体制整備のために市内全域を対象とする地域支え合い推進員（第1層コーディネーター）を配置し、モデル地区を設定し、多職種・住民参加型の地域診断や地域の居場所として「元希者カフェ」の実施や、新たな担い手として生活支援サービス従事者の養成に取り組んでいます。

さらに、4つの圏域に地域支え合い推進員（第2層コーディネーター）を配置し、より身近な地域での体制整備に向けて取組を進めています。

#### 施策の方向性

新たなサービスの担い手の養成やサービスの提供主体間のネットワークの構築など、多様なサービスを提供できる体制整備、充実を図ります。

#### 具体的事業

事業	内容
地域支え合い推進員の配置	市内全域と各圏域をそれぞれ活動範囲とする地域支え合い推進員を配置。 ①多職種・住民参加型地域診断 ②新たな担い手の養成 ③地域の居場所・通いの場づくりを重点とし生活支援体制の整備を実施
生活支援サービス	介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービス訪問型サービスBとしてシルバー人材センターへ委託実施。
生活支援サービス従事者養成研修	介護予防・日常生活支援総合事業にて訪問型サービスA（緩和した基準）において、資格がなくても一定研修を修了した者に対して従事できるとし、従事者研修を実施。

## (2) 高齢者にやさしい住環境づくりの推進

### 現状と課題

高齢者の自立に配慮した住環境の整備が必要です。近年増加している高齢者向けの住宅について、情報提供を行うとともに、地域包括支援センターを中心に、サービス付き高齢者向け住宅や介護付有料老人ホーム等の事業者連絡会を組織し、情報共有やサービスの質の向上に向け取り組んでいます。

さらに、高齢者をはじめ、すべての人が住み慣れたまちで自立した生活を送るためにも、公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、誰もが住みやすいまちづくりを進めていくことが必要となります。

### 施策の方向性

誰もが住み慣れた地域で安全に安定した暮らしができるよう、バリアフリー化等、高齢者に配慮した住まいを提供することで、高齢者が安心して住み続けることができる住環境を整備します。

### 具体的事業

事業	内容
サービス付き高齢者向け住宅の充実	高齢者住まい法に基づき、サービス付き高齢者向け住宅が位置づけられたことから、高齢者本位の住まいの質の充実を行う。 また、サービス付き高齢者向け住宅を運営している事業所や地域包括支援センター等による連絡会を設置し、情報共有を図り、住まいの質の向上に努める。
バリアフリー基本構想の推進 (まちづくり推進課)	市内4駅周辺地区において、駅や公共施設などのバリアフリー化を推進する。
公共施設循環バス運行事業 (まちづくり推進課)	ぐるりん号4台が市内4ルート（東ルート、西ルート、南北ルート、北・中央ルート）を運行している。

### (3) 認知症高齢者支援体制の整備

#### 現状と課題

認知症に関する現状や課題の把握から、必要な認知症施策の推進役として 2017（平成 29）年度より、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。また、2017（平成 29）年度中に認知症初期集中支援チームを設置することで、早期発見・早期対応ができ、認知症に対する支援体制の整備を進めています。

また、認知症サポーターの養成にも引き続き取り組んでおり、認知症サポーターの担う役割についても検討が必要となっています。

#### 施策の方向性

今後さらに認知症高齢者が増えることが予想されるため、様々な機会を通じて、認知症の早期発見、治療、重度化予防や認知症に対する正しい理解を促進していくとともに、関連機関との連携を図り、相談支援及び認知症の人に適切なサービスの提供を行っていきます。

#### 具体的事業

事業	内容
認知症ケアパスの普及	認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるようにするために作成した「まつばら認知症サポートブック」内のケアパスにつき、普及啓発を図っていく。
認知症地域支援推進員の配置	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連絡の支援や認知症の人やその家族等への相談支援を行う。
認知症初期集中支援チームの設置	認知症の人や家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
認知症キャラバンメイト・サポーター等養成事業	認知症について正しい知識を持ち、地域において認知症高齢者及びその家族に対して身近な理解者や見守りの担い手となる「認知症サポーター」を養成する。また「認知症サポーター養成講座」で講師役となる「認知症キャラバンメイト」を養成する。
介護者家族の会への支援	介護者による当事者団体において、寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族を中心に様々な悩みを抱えた介護者がお互いを支え合い、話し合いや情報交換をする活動を支援する。
徘徊高齢者等家族支援サービス事業	徘徊する高齢者等を早期に発見し、当該者の事故防止や家族の心理的負担の軽減を図るため、当該者を在宅で介護する家族が利用できる位置情報提供システムの利用に係る費用の一部を負担する。

事業	内容
徘徊高齢者等SOSネットワーク	<p>高齢者が徘徊などにより行方不明になった場合に、家族等からの情報をもとに行方不明者の特徴などを協力機関等に情報提供し、発見した場合には警察へ連絡をしていただき、速やかに高齢者の保護につなげるネットワーク体制を整備している。また、広範囲でも対応できるように南河内圏域をはじめとする他府県を含めた市町村で構成される徘徊高齢者SOSネットワークへの加盟により、早期発見につなげられるよう連携を図る。</p>
高齢者見守り安心QRコードの配布	<p>徘徊や徘徊のおそれのある認知症高齢者の衣服や靴、持ち物に貼るシールで、認知症高齢者が徘徊された場合にQRコードを携帯電話で読み込むと、松原警察署、市役所の連絡先が表示され早期に身元確認と連絡が可能。</p>
支援対象者事案情報提供	<p>大阪府警察本部から認知症高齢者等支援対象者情報提供制度として、本人または、家族等の同意が得られた事案のみ、行方不明・身元不明者保護された際に、住所・氏名・連絡先等の本人からの告知が曖昧な場合に市等へ連絡提供する。</p>
認知症高齢者徘徊声かけ模擬訓練	<p>認知症サポートプロジェクトチーム・地域包括支援センター・社会福祉協議会・松原介護者家族の会・各ボランティア・介護事業者・老人連合会・地区福祉委員会等の協力を得て、松原市の一般市民(きらり活動員及び認知症サポーター養成講座を受講した方等)に参加を呼び掛け、松原市セーフコミュニティと連動した活動として、認知症の方にとっても安心・安全に住むことができるように地域づくりを行う。</p>
オレンジカフェ (認知症カフェ)	<p>現在、市内3ヶ所で、高齢者の方を主に1ヶ月に2回程度、ボランティア・地区福祉委員・介護事業所の方々の協力を得て開催している。今後は、各地域で展開し、地域の中で、誰でも参加できるカフェにしていく。</p>
若年性認知症施策	<p>64歳以下で認知症を発症した方が対象になる。本人・家族の交流できる情報交換の場所づくりをし、若年性認知症の人とその家族への支援ハンドブックを作成する。</p>

## (4) 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

### 現状と課題

高齢者虐待防止については、セーフコミュニティの課題としても取り組んでおり、虐待を受けている高齢者に認知症の人が多いため、認知症を正しく理解し、見守り手となる人を増やすために、小・中学校、事業所などと連携し認知症サポーターの養成に努めています。

高齢者虐待の対応については、警察からの通報や関係機関からの相談で虐待が疑われる場合は、現状を確認し、高齢者虐待等実務者会議で方向性を検討し、必要に応じて関係機関と連絡調整を図っていますが、支援困難なケースも増えています。

### 施策の方向性

市民が高齢者虐待に対する関心を高め、地域全体で虐待予防や早期発見・早期対応を図るための支援体制の構築に努めます。

判断能力の低下した高齢者の権利や財産を保護するためには、成年後見制度の活用が有効ですが、成年後見制度の利用を促進するため、本市の成年後見制度の体制を充実させていきます。

### 具体的事業

事業	内容
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
高齢者を中心とした総合相談	市内に2ヶ所設置した「地域包括支援センター」、5ヶ所設置した「ランチ」において相談を受け、介護、健康、福祉、医療など様々な面から総合的に高齢者を支える。
老人入所措置事業	身体上又は精神上又は環境上の理由もしくは経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を保護する。
日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	判断能力が不十分な高齢者等が、自立した生活をおくることができるよう日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う。
成年後見人利用支援事業	判断能力が不十分な認知症等高齢者が、成年後見制度による保護を受けることにより、自立した地域生活をおくることのできるよう支援する。また、市民後見人の体制整備や法人後見についての研究を行う。
高齢者虐待等実務者会議	高齢者虐待の防止を推進し、高齢者の権利擁護に資するため関係機関の円滑な連絡調整を図る。

## (5) 防災・防犯対策や消費者施策の推進

### 現状と課題

本市では、過去に浸水被害があり、大和川・東除川・落堀川が氾濫した場合の浸水地域の予測もあります。地震、台風などの災害時には地域での助け合いが大切になり、セーフコミュニティ「災害時の安全対策委員会」では、高齢者等災害弱者の逃げ遅れによる被害をいかに防ぐか検討を重ね、迅速な安否確認作業としてタオル運動と両隣声かけ運動に取り組んでいます。また、地域や市全体での防災訓練を実施しています。

災害時の避難に支援を必要とし、自身の情報を地域の支援者へ提供することに同意した在宅の高齢者などを記載した避難行動要支援者登録名簿に基づき、地域の支援者と情報の共有を進めています。

消費者施策については、松原市消費生活センターと連携をとりながら、高齢者が被害にあわないように情報を共有し、情報発信に努めています。

### 施策の方向性

高齢者の防犯・防災意識の高揚と啓発に努めるとともに、関係団体・地域住民と連携を強化し、避難支援が必要な高齢者の把握、避難支援訓練の検討・実施など地域における支援体制の強化に努めます。

また、高齢者を対象としたオレオレ詐欺や悪質商法などの犯罪等の注意喚起や相談活動等をより一層進めていきます。

### 具体的事業

事業	内容
日常生活用具給付事業	在宅で生活している高齢者が住み慣れた家で安心した生活を送れるよう必要な人に福祉電話等の貸与や電磁調理器の給付を行う。
避難行動要支援者登録名簿の提供	避難行動要支援者登録名簿に基づいて、町会、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、社会福祉協議会など、地域の支援者と情報を共有し、災害発生時に適切な支援を行えるよう取り組む。
消費生活センターとの連携	産業振興課所管の松原市消費生活センターにて、消費生活における商品や各種サービスに関する相談、契約でのトラブル発生時の解決方法やクーリング・オフ制度などのアドバイス・情報提供を行う。 消費者対策で、電話をきっかけとした詐欺防止のための通話録音装置を貸与。

## 基本目標3 生きがいづくりと健康づくり・介護予防の推進

### (1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援

#### 現状と課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、趣味や生きがいがある人は5割から6割となっています。高齢者が地域の中で最大限に力を発揮するために、生きがいづくりと社会参加を促進することは重要なことです。

本市においては、高齢者と地域の子供たちとの多世代交流や通学路の見守り活動、まつばらテラス（輝）における交流事業、介護予防支援きらり活動事業でも介護保険関係施設だけでなく、子育て支援センター等も受入れ機関として社会参加の機会を確保しています。

#### 施策の方向性

高齢者のニーズを捉えながら、介護予防支援きらり活動や老人クラブの活性化などを図り、高齢者の活動の場を拡大することにより、生きがいづくりを推進します。

#### 具体的事業

事業	内容
福祉農園管理事業	土を通じて高齢者及び心身障害者の相互親睦と健康増進に寄与し、高齢者及び心身障害者の生きがいを高める。
ゲートボール場等管理事業	高齢者の健全なスポーツ活動を通じて高齢者の健康の保持及び福祉の増進に寄与する。
老人クラブ活動運営助成事業	高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資する。また、市内各老人クラブの連絡調整とクラブ活動の充実に資する。
老人福祉センター管理事業	高齢者を対象に各種の相談に応じるため、地域の老人クラブをはじめとした高齢者の活動拠点として健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
介護予防支援きらり活動事業	高齢者の社会参加を促進し、介護予防に努めるとともに生きがいづくりに寄与する。
まつばらテラス（輝）活用事業	講座内容としては、文化・運動プログラムがあり、自発的参加を促している。

## (2) 高齢者の就労支援・担い手づくりの推進

### 現状と課題

高齢者が培ってきた経験や能力をいかし、生きがいとしての就業機会の提供は高齢者のニーズであり、シルバー人材センターの役割は大きく、就業延人員は年々増加傾向にあります。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域での活動にお世話役として「是非参加したい」「参加してもよい」と答えられた人が約3割あり、新たな担い手として期待され、元希者カフェスタッフや棒体操リーダーの養成を開始しています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手として、生活支援サービス従事者の養成も開始しました。

### 施策の方向性

シルバー人材センターや元希者カフェを通じて、地域の支え合い活動を推進するとともに、高齢者がその活動の担い手として活躍していくなど、元気で働く意欲のある高齢者の就労機会の充実を図るとともに、地域活動への積極的参加を促すことを推進します。

### 具体的事業

事業	内容
松原市シルバー人材センター助成事業	臨時的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。
生活支援サービス従事者の養成	介護予防・日常生活支援総合事業にて訪問型サービスA（緩和した基準）において、資格がなくても一定研修を終了した者に対して従事できるとし、従事者研修を実施する。
元希者カフェスタッフの養成	元希者カフェで活動するカフェスタッフを養成し、地域で活躍してもらえるリーダーを育てる。
棒体操リーダーの養成	高齢者の転倒予防として、身近にある新聞紙を丸めた棒を使って行う棒体操を地域で活動してもらうリーダーを育てる。
介護予防支援きらり活動事業	高齢者の社会参加を促進し、介護予防に努めるとともに生きがいづくりに寄与する。



### (3) 健康づくりの推進

#### 現状と課題

健康づくりに関しては、第2次健康まつばら21（健康増進計画・食育推進計画）に基づき、①栄養・食生活、②運動・身体活動、③休養・こころの健康、④歯の健康、⑤たばこ、⑥アルコール、⑦健康管理、の7つの分野で目標を定め、予防に重点をおき1日でも長く健康な生活を送るため、取り組んでいます。

また、出かける健康づくり応援講座や健康まつばら21フェスタでロコモチェックなどの体験を取り入れ、市民の健康づくりに役立つ支援を行っています。

#### 施策の方向性

健康相談、広報などを通じ、各種健康診査（検診）の目的・重要性などについて、積極的な周知を図るとともに、各種健康診査（検診）の受診促進に向け、さまざまなライフスタイルに合わせた受診しやすい健康診査（検診）体制の検討など取組を推進します。

#### 具体的事業

事業	内容
各種健康診査(検診) (地域保健課・保険年金課・医療支援課)	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん）等を実施し、自身の健康管理に役立てる。
各種予防接種 (地域保健課)	希望する高齢者を対象に、インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種を実施し、必要な人に助成を行う。
健康相談事業 (地域保健課)	市役所や地域の老人福祉センター等において血圧測定等の健康相談を実施し、自身の健康管理に役立てる。

## (4) 介護予防の推進及び重度化の防止

### 現状と課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、介護・介助が必要になった主な原因としては、「骨折・転倒」の割合が21.5%、「高齢による衰弱」が19.5%と高くなっています。

セーフコミュニティ「高齢者の安全対策委員会」においても、高齢者の転倒予防を課題として、身体機能の低下の予防のために介護予防教室の充実や室内環境の見直しに取り組んでいます。さらに、ケアプラン検討会議や地域での自主活動の場にリハビリ専門職が参加することで、自立に向けた取組を進めています。

また、加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高い状態をフレイルといい、その状態においては適切な介入や支援により、生活機能の維持向上をすることが可能であるため、今後、介護予防事業の中で重要性の啓発が必要です。

### 施策の方向性

要介護状態の発生をできる限り防ぐとともに、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ、さらには軽減を目指して介護予防を推進します。

また、高齢者が地域においてできる限り自立した日常生活を営めるよう、住民主体の活動的で継続的な通いの場としての介護予防事業を展開します。

### 具体的事業

事業	内容
介護予防・生活支援サービス	介護予防・日常生活支援総合事業にて要支援者に対して、基本チェックリストの結果、生活機能低下のおそれがある人が利用できるサービスに、訪問型サービス・通所型サービスがある。
一般介護予防事業	65歳以上のすべての人が利用でき、介護予防教室として、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・閉じこもり・認知症・うつ予防と支援を目的とした教室を開催。 また、リハビリ職を活用した「通いの場」の担い手を指導し活動支援している。
老人クラブの介護予防事業	スポーツ大会、体力測定、ウォーキング手帳の配布、グラウンドゴルフ大会、介護予防講座等の介護予防活動に取り組んでいる。
ケアプラン検討会議	介護支援専門員にケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを確認し「気づき」を促すことを目的としている。

## 基本目標 4 介護保険事業の適正・円滑な運営

### (1) 介護サービスの質の確保・向上

#### 現状と課題

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を送るためには、要介護等の状態に応じた必要なサービスを受けることができるよう支援していくことが必要です。利用者や家族が安心して介護サービスを利用できるように、外部評価の実施や公表を行うことで、介護サービスの質の向上が図られ、質の高い介護サービスを提供していくことが必要です。

#### 施策の方向性

介護を必要とする方ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

#### 具体的事業

事業	内容
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
介護保険事業所連絡会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所連絡会</li> <li>・ヘルパー連絡会</li> <li>・デイ連絡会</li> <li>・訪問看護連絡会</li> <li>・ショートステイ連絡会</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅連絡会</li> <li>・介護付有料老人ホーム連絡会</li> <li>・地域密着型サービス事業所連絡会</li> </ul>	<p>【介護保険事業所連絡会】 事業者間（事業所（介護支援専門員）、訪問介護事業所（ヘルパー）、事業所（デイ・デイケア）、訪問看護、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅、介護付有料老人ホーム、地域密着型サービス事業所）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。</p> <p>【居宅介護支援事業所連絡会】 事業所（介護支援専門員）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及び介護支援専門員の質の向上に向け支援する。</p> <p>【ヘルパー連絡会】 訪問介護事業所（ヘルパー）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質、人材育成及びヘルパーの質の向上に向け支援する。</p> <p>【デイ連絡会】 事業所（デイ・デイケア）と市がお互いに意見交換や情報交換を行い、介護サービスの質の向上や人材育成について支援する。</p> <p>【訪問看護連絡会】 事業者間（訪問看護）と市の意見交換や情報交換を行い、サービスの質の向上に向け支援する。</p>

## (2) 介護保険事業の適正な実施

### 現状と課題

介護保険事業を適正に実施していくために、介護保険サービスを必要とする高齢者がサービスを利用する上で、いつまでも自立した生活を送ることができるように、利用者が真に必要とするサービスを適正に受給できる社会基盤を整えることが必要です。介護給付の適正化を図ることにより、不適切な給付を削減するとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の信頼性を高めることが必要となります。

### 施策の方向性

必要なサービスが適正に供給されるよう、要介護認定の適正化やケアプランチェック機能の充実に取り組みます。また、要介護認定者等の増加等による介護保険料の高騰も今後考えられるため、引き続き、介護給付の適正化を図っていきます。

なお、本計画ではこの項目を「第4期松原市介護給付適正化計画」として位置づけ、大阪府が推進する8つの事業について取り組んでいきます。

### 具体的事業

事業	内容
要介護認定の適正化	認定審査会前の各資料の内容について不整合の有無を確認する。認定調査項目別の選択状況や一次判定から二次判定の軽重度変更率の分析等を行い、是正すべき内容がある場合は認定調査員への研修や介護認定審査会への周知等是正に向けた取組を行う。
医療情報との突合	国保連合会が有している医療給付の情報と介護給付の情報を突合することにより、入院日数と介護給付、福祉用具の貸与状況などの整合性を確認する。
居宅介護サービス計画チェック	居宅介護計画等について、利用者の自立支援に資する必要なサービスが適切に位置づけられているかを確認する。 居宅介護計画等の確認を行った結果、事業者に対し必要に応じて指導・監査を行い、不適正な報酬算定等の発見につなげる。
縦覧点検	国保連合会からの帳票をチェックし、重複請求や軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目、算定期間における回数制限等を活用し、事業所からの請求に対し適正化につなげる。
介護給付費通知	国保連合会からの給付実績を適宜抽出し、被保険者が利用したサービス事業者名・サービス費用額・サービス種類名を通知する。
給付実績の活用	国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正・不正な給付がないか確認する。

事業	内容
福祉用具購入・貸与調査	<p>利用者の認定調査の結果から判断しにくい福祉用具購入・貸与について、ケアプラン等により必要性を確認する。</p> <p>軽度者の福祉用具貸与も事前に介護支援専門員から提出された届出等により確認する。</p>
住宅改修の事前・事後の現地検査	<p>本市で初めて住宅改修工事を行う業者及び本市で1年以上住宅改修工事を行っていない業者等に対して、シルバー人材センター等に登録している一級建築士の調査員が、書類等と照合して適正な住宅改修かどうか、内容の確認等を行い、事前及び事後の現地検査をする。</p>

### (3) 利用者本位のサービス提供の推進

#### 現状と課題

介護サービス利用者は、自らの選択で介護サービスを安心して利用する権利を有しており、その権利を擁護するため、市は保険者として事業者の適正なサービスの提供や介護保険施設などの情報公開にも取り組む必要があります。介護保険制度について周知することで、適正な介護サービスを利用できるよう利用者の立場にたった支援が必要となります。

#### 施策の方向性

高齢者が自らの状況に応じた必要なサービスを適切に選択し、安心して利用することができるよう、介護保険制度やサービス等に関する周知・情報提供に努めるとともに、相談・苦情体制の充実を図ります。

すべての人が安心して介護保険サービスを利用することができるよう、「特定入所者介護サービス費の給付」や「高額介護（予防）サービス費の給付」など、介護保険料やサービス利用料の負担軽減を図り、特に低所得者の費用負担への配慮に努めます。

障害者総合支援法の改正により、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう、障害福祉制度により利用者負担を軽減する仕組みが創設されます。

また、2018（平成30）年度から導入される共生型サービスは、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくする等の見直しとなっており、高齢障害者にとって介護保険サービスを円滑に利用できるよう制度の促進を図っていきます。

#### 具体的事業

事業	内容
高齢者を中心とした総合相談	市内に2ヶ所設置した「地域包括支援センター」、5ヶ所設置した「ランチ」において相談を受け、介護、健康、福祉、医療など様々な面から総合的に高齢者を支える。
社会福祉法人等利用者負担額軽減対策事業	介護サービスを提供した社会福祉法人等がそのサービス利用に伴う利用者負担の一部を減額することにより、低所得者の生活の安定を図る。
特定入所者介護サービス費事業	施設利用にかかる居住費・食費について一定の負担額を補うことで低所得者に対し、負担の軽減を図る。
高額介護（予防）サービス費事業	介護サービスの利用者負担が一定の上限金額を超えた場合について支給することにより、負担の軽減を図る。

事業	内容
高額医療合算 介護（予防） サービス費事業	各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限額を超えた場合について支給することにより、負担の軽減を図る。
サービス事業者 への指導	事業者の運営について、関係法令等に照らし、関係書類の点検・検査及び関係者に対するヒアリングを行うなど、適切な運営が行われるよう指導し、サービスの質の向上を図る。
介護相談員事業	介護サービス提供の場を訪ね、サービスを利用する方の話を聞き相談に応じる等の活動を行う者を登録・派遣し利用者の疑問や不満・不安等の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図る。
共生型サービスの 実施の検討	共生型サービスの実施に当たっては、サービスの量・質の確保に留意し、高齢者や障害者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準の検討や各事業所の地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて、共生型サービスの実施について検討する。

## (4) 介護に取り組む家族等への支援

### 現状と課題

在宅介護実態調査によると、主な介護者の年齢は50代が約3割、60代以上が約5割で介護の担い手も高齢化してきています。また、約4割の人が働いており、介護のために働き方の調整等を行っている人の割合は、介護度が高くなるほど高くなっています。介護離職を防止するための取組や特に介護負担が大きいと思われる男性の介護者などへの支援が必要となります。

### 施策の方向性

介護者である家族の介護にかかる負担感を軽減し、要介護者との関係を良好に保ち、できるだけ長く在宅での生活を継続するため、介護者相互の交流を深めるための各種交流事業や介護技術向上のための教室等を充実します。

### 具体的事業

事業	内容
家族介護教室	介護している家族を対象に、介護方法や介護者の健康づくり等の知識及び技術を習得させるための講話や実習、介護に関する相談等を実施する。 男性介護者が集える場の提供や相談等の支援を実施する。
介護者家族の会への支援	介護者による当事者団体において、寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族を中心に様々な悩みを抱えた介護者がお互いを支え合い、話し合いや情報交換をする活動を支援する。
在宅福祉金の支給	在宅で生活している重度の要介護者に対して、福祉金を支給することで経済的負担の軽減を図る。



## (5) 介護人材の確保及び資質の向上

### 現状と課題

介護保険事業所連絡会などで、介護人材の不足が問題となっています。

大阪府では、大阪福祉人材センターとともに、各圏域ごとに介護人材確保に向けたPR 動画の作成や啓発用ポスター、ティッシュを作成し、市のイベント等で配布を行いました。今後は、介護職が身近に感じられるよう、さらに教育機関と連携し、若年層からの理解を深める取組などが重要と考えられます。

### 施策の方向性

介護保険サービス事業者に対する指導・監査、並びに地域密着型サービス事業者に対する集団指導、実地指導を定期的に行い、サービスの質を高めるとともに、また、人材面では、介護雇用管理改善等計画を踏まえ、サービスの質確保のため、サービス従事者のスキルアップに向け、事業者が自主的に研修機会を設けてレベルアップを図るように働きかけます。

### 具体的事業

事業	内容
介護従事者に対する研修	大阪府、大阪福祉人材センターとともに、介護人材確保に向けた取組や、従事者に対しては、スキルアップに向け研修会を実施する。
教育機関との連携	高齢者の方を理解してもらうために、小・中・高校を対象として高齢者の疑似体験や認知症サポーター養成研修を受講してもらう。